

輸出入取引の実務

株式会社 青森銀行
市場国際

部

目次

1. 輸出入取引の決済方法	1
2. 信用状（L／C：Letter of Credit）とは	2
3. 信用状を使った取引の流れ	3
4. 主な船積書類	5
5. インコタームズ	8

1. 輸出入取引の決済方法

貿易取引による代金の支払方法には、主として「為替手形」による方法と、「送金」による方法とがあります。

(1) 為替手形による方法

貿易取引の代金決済に利用される手形を、貨物の代金であることから「荷為替手形」といいますが、この場合は代金の受取人である輸出者側から代金請求する形となります（逆為替）。

荷為替手形を使用する場合には、信用状を組み合わせる場合と、信用状のない荷為替手形の場合とがあります。

①信用状（L／C）つき荷為替手形

信用状のついている荷為替手形を使うということは、一言でいうと、荷為替手形による決済を、信用状という発行銀行の支払保証をつけることによって、より確実なものとした決済方法といえます。

②信用状（L／C）なし荷為替手形

信用状と組み合わせない荷為替手形を使用する場合は、発行銀行の支払保証がありませんので、出荷した貨物についての代金が必ず支払われるという保証はありません。

この決済方法の場合には、一般に2通り方法があります。

1つはD／P手形と呼ばれる荷為替手形を使用する方法で、D／Pとは、「Documents against Payment（支払時書類渡し条件）」のことです。輸入者が手形代金を支払えば、貨物の引き取りに必要な書類を受け取ることができます。

もう1つがD／A手形と呼ばれる荷為替手形を使う方法で、D／Aとは「Documents against Acceptance（引受時書類渡し条件）」のことです。輸入者が手形を呈示されたときに支払わなくても、手形で指定された一定期間後の期日に支払うことを約束すれば（引受）、貨物の引き取りに必要な書類を受け取ることができます。D／P手形と比較すると、一定期間の分だけ輸入者の支払いが猶予されていることとなります。

(2) 送金による方法

送金によって代金決済をする場合には、代金の支払人である輸入者側から代金を送付する形となります（並為替）。

送金を利用した代金決済は輸出代金前受けという前払いの場合と、輸出代金後受けという後払いの場合とがあります。前受けは輸入者に、後受けは輸出者にとってそれぞれ不利な条件となりますので、このいずれかの支払方法で輸出入者双方が納得する場合としては、輸出者と輸入者が本社と現地法人などの組み合わせが考えられます。

2. 信用状（L／C：Letter of Credit）とは

- ・ 輸入者の取引銀行である信用状（L／C）発行銀行が
- ・ 海外の輸出者に対して
- ・ 輸出者がL／C条件どおりの船積書類を銀行に提出することを条件に
- ・ 輸入者に代わって
- ・ 代金の支払いを約束した保証状

です。つまり信用状（L／C）は、輸入者の財務状態に詳しい輸入者の取引銀行が発行した、いわば支払いの連帯保証状といえることができます。万一輸入者が何らかの理由で支払いができない場合には、L／C発行銀行が輸入者に代わってその代金を支払います。

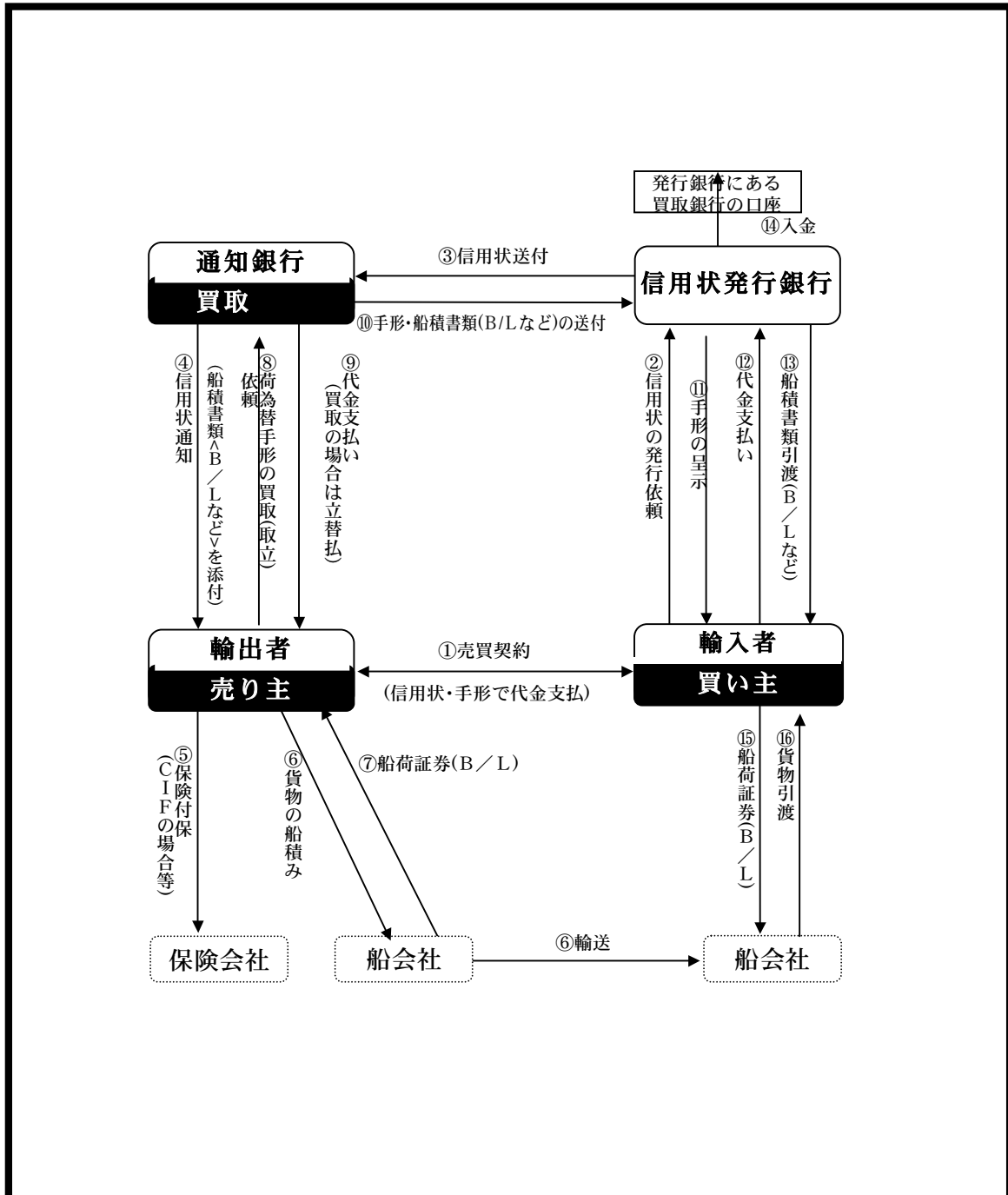
初めて海外企業と取引する日本の輸出者にとって、その輸入者が契約どおり代金を支払ってくれるかということは最大の不安事項です（信用リスク）。このため輸入者と売買取引をする場合には、契約書にL／Cによることを明記して、代金回収を確実にします。

なお、L／Cにもとづく代金の支払確約は、前述したように、「輸出者がL／C条件どおりの船積書類を銀行に提示することを条件に」しています。もし輸出者がL／C条件どおりの船積書類を銀行に提示できなかつたら、L／Cにもとづく発行銀行の支払保証は成立しないこととなります。この点が輸出実務の重要な点で、輸出者はL／Cを受け取ったら、その条件どおりの書類を用意する義務があります。

3. 信用状を使った取引の流れ

信用状を使ってどのように貿易取引が行なわれているのかを確認してみましょう（図1参照）

図1 信用状取引の流れ



- ① 輸出者と輸入者が売買契約のときに、信用状を使って取引をすることを条件として契約。
このとき、代金支払の方法として「為替手形」を使い、これを信用状と組み合わせることを取り決める。
- ② 輸入者が契約条件に従って、自分の取引銀行に信用状の発行を依頼。
- ③ 輸入者の取引銀行は輸入者の信用を審査のうえ、問題がなければ信用状を発行する。
- ④ 輸出地の銀行経由で輸出者あてに信用状が通知される（この銀行を通知銀行という）。
- ⑤ 輸出者は信用状条件どおりの書類を入手、作成する。保険証券が要求されていたら、保険会社と保険契約を締結し、保険証券を入手する。
- ⑥、⑦ 貨物の運送書類として、海上輸送の船荷証券（B/L：Bill of Lading）が要求されていた場合には、貨物を船会社に持ち込み、それと引き換えにB/Lを入手する。
- ⑧ その他、輸出者が自分で作成する商品の送り状（インボイス）や、梱包明細書（パッキング・リスト）などを信用状条件どおりに作成し、条件に合致した船積書類（書類の総称）を作成。同時に船で出荷した貨物の代金請求書として、為替手形を作成（荷為替手形）。船積書類とともに銀行に持ち込む
- ⑨ 輸出者の取引銀行は、手形、船積書類が信用状条件と合致していることを厳格にチェックした後、信用状による支払保証を前提に、手形上に記載された商品代金を立替払いする（手形の買取）。
- ⑩ 買取銀行は手形と船積書類を信用状発行銀行へ送付（郵送またはDHLなど）。
- ⑪ 信用状発行銀行は手形を輸入者に呈示して、代金の支払いを求める。
- ⑫ 輸入者は手形代金を発行銀行に支払う。
- ⑬ 発行銀行は届いた貨物の引き取りに必要な船積書類を輸入者に渡す。
- ⑭ 発行銀行は輸出地の買取銀行に、立替払いしてもらっていた手形代金を両銀行で定められた方法により返却（図の場合は、発行銀行に預けられていた買取銀行の口座へ入金）。
- ⑮⑯ 輸入者は銀行から交付された書類のうち、船荷証券（B/L）を船会社に提出し、貨物を引き取る。

発行銀行が輸入者に貨物の引き取りに必要な書類を渡すのは、輸入者が代金を支払った後であり、支払いを確実なものにするために書類を担保にとっていることがわかります。また、手形の買取りによって、輸出者は貨物の出荷とほぼ同時に代金を回収できていますが、これが信用状と手形を組み合わせることの大きな利点です。

4. 主な船積書類

(1) 商業送り状 (Commercial Invoice)

荷送人（輸出者）から荷受人（輸入者）に対して、いつ、どのような運送手段で、どの経路をとって、どのような物品をどのくらい（数量など）を発送したかを知らせる案内状（明細書）。船積後に代金を受け取る方式の場合は、売主（輸出者）の物品代金請求書にもなります。また、買主（輸入者）にとっては、輸入通関時に必要になる書類です。

(2) 船荷証券 (B/L: Bill of Lading)

船会社が荷送人に対して発行する**有価証券**。荷受人はこの船荷証券を船会社に呈示し、それと引き換えでなければ運送品を引き取ることができません。船荷証券は運送契約に基づいて発行される有価証券ですが、運送契約そのものではありません。船荷証券の表と裏面には、運送契約が記載され、通常複数の正本が発行されます。

B/Lの性質として次のようなものがあります。

- ① 船会社が輸出港で貨物を受け取ったことを示す「受取証」
- ② 輸入港で貨物を受け取るための「受取証」
- ③ 貨物の引渡し請求権を具現化した「有価証券」
- ④ 流通性を持つ「流通証券」

たとえば、シアトル港で荷送人である輸出者が貨物を本船に船積みすると、船会社からB/Lが発行されますが、これは①の「受取証」として発行されるものです。輸出者はこのB/Lを荷為替手形とともに取引銀行に持ち込み、手形の買取りを依頼します。銀行はB/Lが「有価証券」であり、かつ「流通証券」であることから担保としての価値を認め、手形の買取りに応じます。B/Lはその後、輸入地の銀行に送付され、最終的に輸入者へと交付されます。輸入者は「引換証」としてのB/Lで貨物を引き取ります。

(3) 航空貨物運送状 (Air Waybill)

航空貨物運送状とは、運送品を航空運送する場合に航空会社などの運送人が発行する**航空貨物の受取証**のことです。

運送契約が締結されたことを証明するため、荷送人（輸出者）と運送人両者によって署名がなされます。海外との貿易取引において、航空機による物品輸送が行われる場合、荷送人と運送人が運送契約を結びます。その際に発行される書類が航空貨物運送状で Air Waybill と呼ばれます。

航空貨物運送状は、運送人が荷送人から航空貨物を受け取ったことを証明する受取証であると同時に、両者の間で運送契約が締結されたことを証明する証拠書類ともなりますが、有価証券ではありません。Air Waybill には、貨物の種類、個品の数、外

見状態の他、荷送人の名称、荷受人の名称、運送人の名称、出発空港名、目的地空港名などが記載され、荷送人と運送人両者が署名します。原本は3通発行され、原本1は運送人用として、原本2は荷受人用として貨物と一緒に目的地に送られ、原本3は荷送人用として交付されます。信用状発行銀行は、あらかじめ担保権を確保するために、通常 Air Waybill の荷受人 (Consignee) になります。航空貨物が輸入地に到着すると、航空会社や航空代理店は、荷受人になっている銀行に対して、貨物引取りを要請します。しかし、実際の輸入者がいるわけですから、貨物引取りを要請された銀行は、航空会社や航空代理店に対して Release Order (貨物引渡指図書) を発行し、実際の輸入者に貨物を引き渡すことを指図します。信用状発行銀行が Release Order を発行するときに留意すべきことは、信用状に基づいて、信用状の発行依頼人が輸入荷為替手形の決済をすることが前提になるという点です。また、輸入担保荷物保証を差し入れることも前提となります。この差入れは信用状に基づくユーザンス (支払猶予) や発行依頼人に対して信用状発行銀行が本邦ローン (自行ユーザンス) を実行した場合に必要になります。いずれの場合も、発行依頼人の決済が繰り延べられ、信用状発行銀行の荷物貸渡し (T/R:Trust Receipt) が行われることとなります。

(4) 保険証券 (Insurance Policy)

C I F などの売買契約において、物品の売主が買主のために、輸送中の物品の損傷・滅失などの事故について保険をかけます。通常、保険証券は、輸出者が被保険者として保険証券の裏面に白地裏書して買取等のために輸出地側の銀行に提出します。なお、FOB や CFR 契約条件の場合は、輸送途中における危険に備えて、輸入者が保険会社に保険の申し込みをします。このときは、保険証券の代わりに保険承認状 (Certificate of Insurance) が保険会社から輸入者に手交されます。

Institute Cargo Clause(A)	All Risks	免責事項以外の危険担保
Institute Cargo Clause(B)	W.A (With Average)	分損担保
Institute Cargo Clause(C)	F.P.A (Free from Particular Average)	分損不担保

ICC (A) には戦争危険約款 (Institute War Clause) 戦争・内乱・革命・拿捕・抑留・遺棄された機雷・魚雷・爆弾等のリスク、及びストライキ約款 (Institute Strikes Clauses) ストライキをしている労働者、ロックアウトされた労働者・暴動に加わった者・テロリストなど政治的な動機で行動するものによる貨物の損害は含まれないので、これらが想定される場合、別途付保する必要があります。

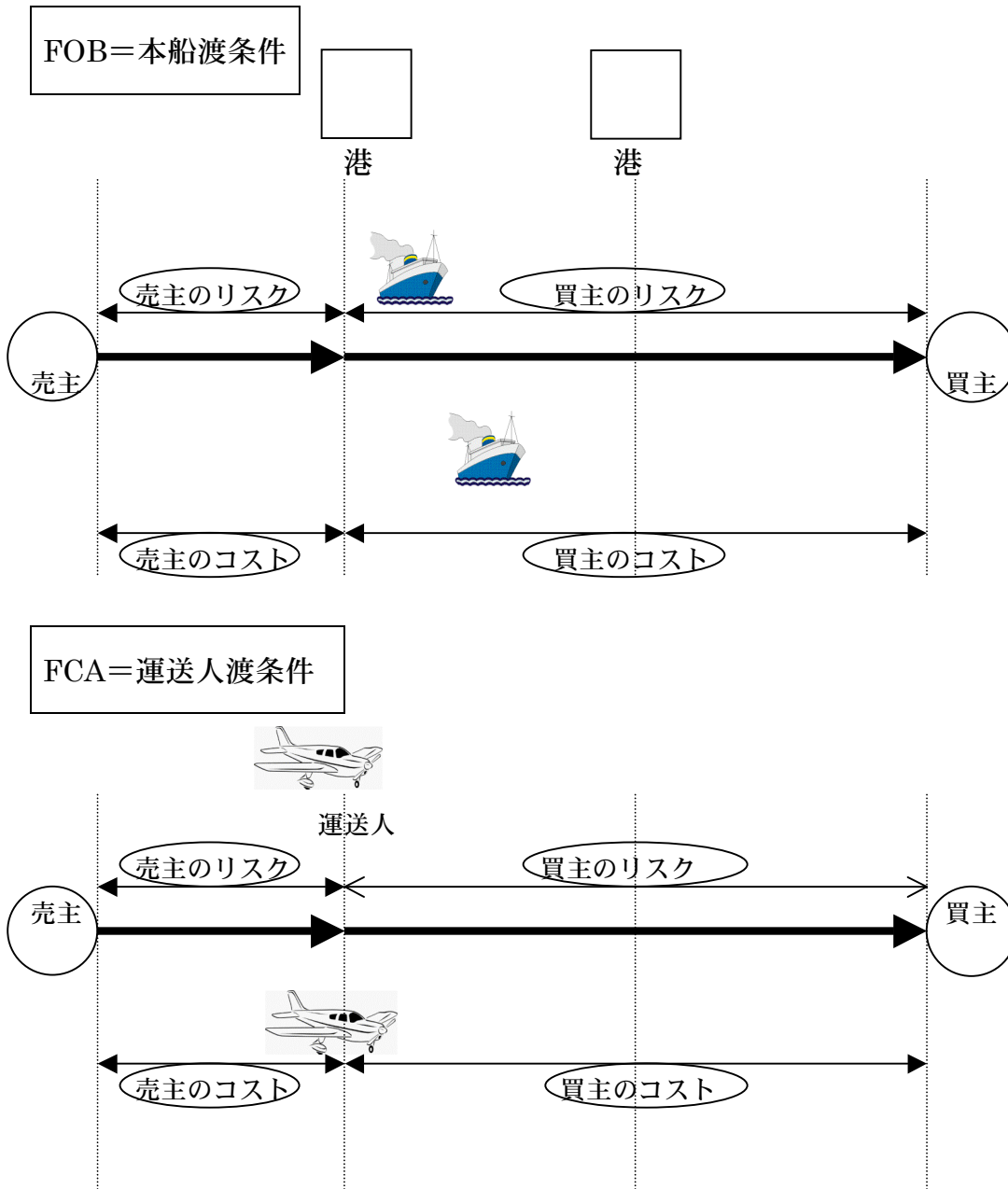
戦争・ストライキ以外の免責事項

●被保険者の故意の違法行為●通常の漏損、重量・容積の通常の減少、自然の消耗●梱包・準備の不十分（危険開始前、または被保険者によるコンテナ・リフトバンの不適合（被保険者が関与している場合）●遅延（被保険危険に因る場合を含む）●船主、管理者、用船者、運航者の支払不能・経済上の窮乏●一切の人または人々の悪意ある行為による全体または一部の意図的損傷・破壊（Aは担保）●原子核分裂・原子核融合、または同種の反応または放射能もしくは放射性物質を利用した兵器の使用によって生じた滅失、）損傷または費用

5. インコタームズ

物品（貨物）の引渡場所、輸出者から輸入者への物品の危険負担移転時点、費用負担について規定されている国際基準。

FOBとFCA 本船渡条件と運送人渡条件



(1) FOB(Free on Board...named port of shipment)

「本船渡条件」と訳されます。これは、船積港における本船上で、売主が買主に対して貨物を引き渡すという条件で、売主が負うべき費用と危険の負担は、船積港における本船の船側欄干（ship's rail）を通過するときまでです。この取引条件においては、買主が運送人を手配します。そして売主は、買主との間で合意した日に、船積港にてあらかじめ手配されている船舶に貨物を積み込みます。一方、買主は船舶の舷側欄干を通過した

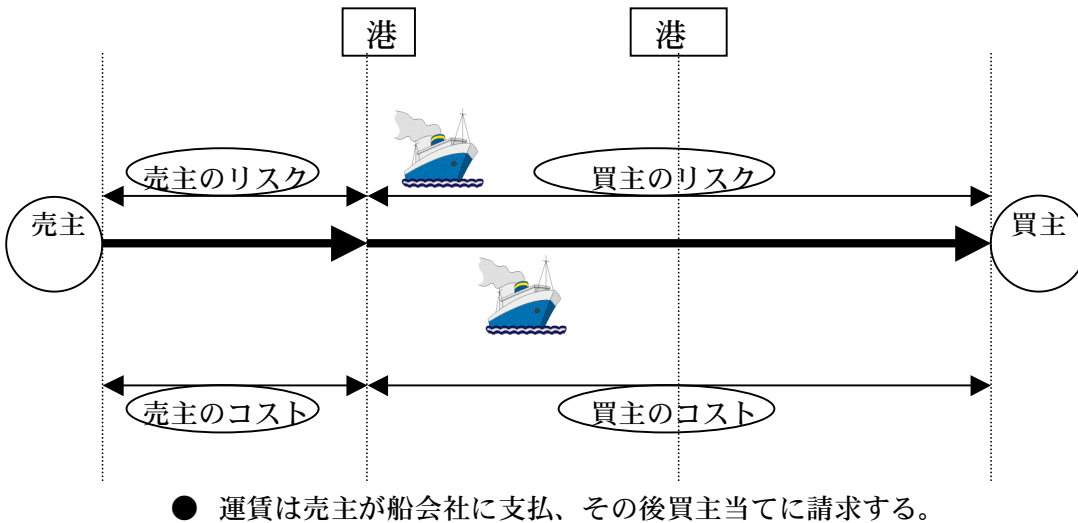
後の費用と危険を負担し、貨物の損傷・滅失に備えて海上保険をかけます。

(2) FCA(Free Carrier...named place)

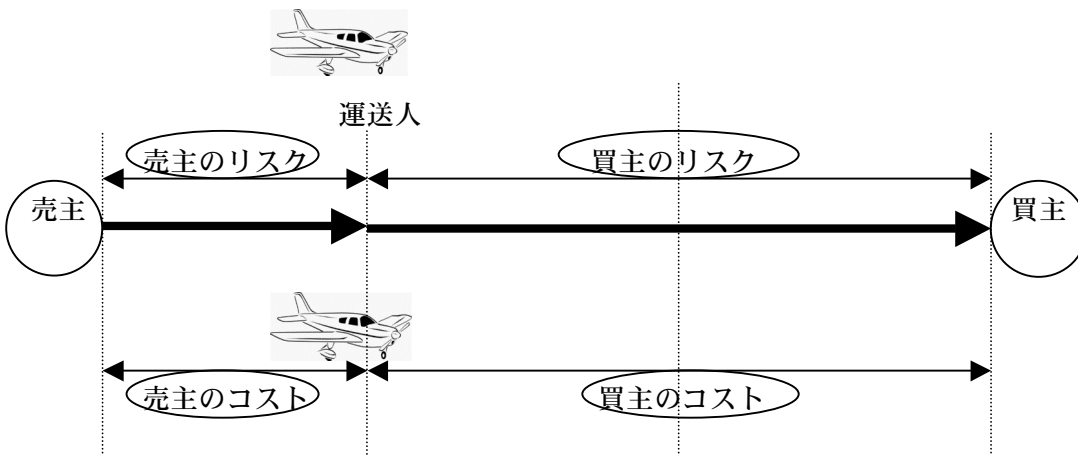
FCAは「運送人渡条件」と訳されます。輸出地において、売主が運送人に対して貨物を引き渡すという取引条件で、売主の費用と危険負担は、運送人に貨物が引き渡されるときまでです。つまり、貨物が運送人へ引き渡された後の費用と危険は、FOB同様買主が負担するというものです。なお、ここでいう運送人とは、鉄道、道路、航空、海上、内陸水路のいずれかの運送人であり、あらかじめ買主によって手配された者をいいます。この取引条件は複合運送（multimodal transport：複数の輸送手段による運送形態）を含めたさまざまな輸送の場合に使用することができます。

CFRとCPT

CFR=運賃込条件



CPT=運送費込条件



- 輸送費は売主が運送人に支払い、その後買主に請求する。

同様に

CIF と CIP

CIF＝運賃保険料込条件

(Cost Insurance and Freight...named port of destination)

CIP＝輸送費保険料込条件

(Carriage and Insurance paid to...named place of destination)

があり、売主・買主のリスク・コストはこれまでと同じで、運賃（輸送料）と保険料は売主が船会社（運送人）と保険会社に支払い、その後買主宛て請求するものです。

インコタームズ 2000

パリに本部を置く、国際商業会議所 (International Chamber of Commerce) が定めたインコタームズ (Incoterms) が世界共通のルールとなっています。

現在利用されているのは 2000 年 1 月 1 日に発行したもので、13 種類の取引条件があります。

1	EXW Ex Works(...named place)	工場渡 (...指定地)
2	FCA Free Carrier(...named place)	運送人渡 (...指定地)
3	FAS Free Alongside Ship(...named port of shipment)	船側渡 (...指定船積港)
4	FOB Free on Board(...named port of shipment)	本船渡 (...指定船積港)
5	CFR Cost and Freight(...named port of destination)	運賃込 (...指定仕向港)
6	CIF Cost, Insurance and Freight(...named port of destination)	運賃保険料込 (...指定仕向港)
7	CPT Carriage Paid to(...named place of destination)	運送費込(...指定仕向地)
8	CIP Carriage and Insurance Paid to(named place of destination)	運送費保険料込(指定仕向地)
9	DAF Delivered At Frontier(...named place)	国境持込渡 (...指定地)
10	DES Delivered Ex Ship(...named port of destination)	本船持込渡 (...指定仕向港)
11	DEQ Delivered Ex Quay(...named port of destination)	埠頭持込渡 (...指定仕向港)
12	DDU Delivered Duty Unpaid(...named place of destination)	関税抜き持込渡(...指定仕向地)
13	DDP Delivered Duty Paid(...named place of destination)	関税込持込渡(...指定仕向地)

上記について、FOB、CFR、CIF はいずれも PORT (港) を起点とした「積地売買条件」です。この他、コンテナ輸送や航空輸送の普及にあわせて、FCA、CPT、CIP などの「積地売買条件」も定められていますが、いずれも起点が PLACE (特定の場所) であるため、FOB などとは区別して用いられるべきです。

揚地売買 (D 類型) は、仕向港や仕向地までの危険と費用の両方を負担する取引条件であるのに対し、積地売買 (C 類型) では、輸出者の危険と費用の負担は、物品の引渡場所である船積港や船積地までです。注意することは、C 類型の取引条件は CIF や CIP の場合のように、輸出者が輸送費を払い、保険料も支払うことから、費用は輸出者負担と解釈されることがありますが、後日インボイスに計上され、買主である輸入者に請求されます。